税の申告が始まります!!

申告期間　2月16日～3月15日

平成２３年中の収入についての「市・県民税」及び「所得税」の申告受付が、２月１６日（木）から３月１５日（木）まで行われます。

確定申告は、１月１日から１２月３１日までの一年間で得られた個人の収入に対し、必要経費や控除額等を差し引いた額に課税される所得税の納付に関して、申告をする手続きです。

正しい申告をするため、また、申告時に慌てないためにも、必要書類の整理や収入・支出金額の集計などは、早めにご準備ください。

※市や税務署から申告の用紙が郵送で届かない場合もありますので、申告の必要がある方は、必ず申告を行ってください。

■お問い合わせ
税務課市民税担当　（内線１５３～１５５）

次の方は、住民税の申告が必要です。

①平成24年1月1日現在、韮崎市にお住まいの方

※ただし、次に該当する方は、申告の必要はありません。

・確定申告書を提出される方
・市内に住んでいる親族の扶養となっている方
・1ヶ所からの給与所得のみで、会社で年末調整が済んでおり、勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方（提出されているか不明の場合は勤務先に確認してください。）
・公的年金のみの収入で、社会保険料控除、医療費控除、生命保険や地震保険の控除、扶養控除等の各控除を受けない方

②平成23年中に収入の無い方で、次のいずれかに該当する方

・誰の扶養にもなっていない方
・「市外」にお住まいの親族に扶養されている方
・国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方
・所得証明（非課税証明）書の交付が必要な方

次の場合は、確定申告は不要ですが、住民税の申告が必要です。

公的年金等の収入金額の合計額が４００万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合

申告をしないと・・・

申告がないと、国民健康保険税等の軽減適用や所得証明書等の発行ができない場合がありますので、期間中に必ず申告してください。

申告が遅くなると・・・

期限を過ぎてから申告書を提出すると、納税通知書の届く時期が遅くなったり、課税証明書が必要なときにすぐに交付を受けることができませんのでご注意ください。

e-Tax でカンタン申告

自宅やオフィスからインターネットを利用して所得税・消費税の確定申告ができます。国税庁のホームページ「確定申告等作成コーナー」で作成した申告書もe-Taxを使って送信することができます。（贈与税は除く）

詳しくはe-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

■お問い合わせ
甲府税務署
☎055－233－3111（2／10まで）
☎055－254－6105（2／13以降）
※甲府税務署は、新庁舎に移転します
移転日2月13日（月）
移転後所在地　甲府市丸ノ内1－1－18
甲府合同庁舎（3～5階）

申告相談の日程

申告相談の日程は次ページのとおりです。受付は、書類の提出ができる方から順次受け付けます。農業・営業・不動産所得等のある方は、収支をまとめてから、医療費控除を申告される方は、医療費の内訳と領収書を整理してから申告相談にお越しください。

会場で作成される方は、時間にゆとりをみてお越しください。

申告時に必要なもの

◆共通

・申告用紙
（用紙は、会場にもご用意してあります）
・各種控除に必要な書類
（生命保険料、地震保険料等の控除証明書、社会保険料、国民年金等の領収書など）

※書類不足の場合、控除の受付はできません。

・印鑑
・扶養（配偶者）控除の認定は、所得要件があるため、被扶養者の所得がわかる書類

◆給与所得

・所得税の源泉徴収票（原本）

※中途退職し再就職されなかった方は、以前勤務していた職場に請求してご用意ください。

◆農業所得

・収入支出がわかる書類（収穫量・販売数量、自家消費量、経費などを必ず集計してください）
・農協や市場などで発行する収支証明書や領収書
・動力稲刈機や田植機などを買った場合、または買い替えた場合は、その領収書
・大型農業用機械（農業用自動車・トラクター・コンバインなど）を買った場合は、販売証明書・領収書及び保険料の領収書
・耕作委託料などを支払った場合は、その領収書等
（委託内容が明記されたもの）
・堰費・土地改良費（維持管理費に限る）の領収書

◆営業・不動産等所得

・収入支出がわかる書類
（決算書収支内訳書・領収書等）

所得税の還付申告について

給与所得者の医療費控除・住宅借入金等特別控除などによる還付申告は2月16日以前でも甲府税務署で受け付けています。

■お問い合わせ
甲府税務署
☎055-233-3111（2/10まで）
☎055-254-6105（2/13以降）

医療費が高額になる方へ

国民健康保険では、月ごとの医療費が高額になる方に、申請により高額療養費を支給しております。（世帯の所得によってひと月に負担する医療費の限度額が異なります。詳しくはお問い合わせください。）

申請には領収書が必要になりますが、例年、確定申告の医療費控除に領収書を添付してしまい、申請ができない方が見受けられます。

以前の高額療養費の申請がお済みでない方、また12月分の医療費が高額だった方（高額療養費の申請が2月以降となるため）は、確定申告時に添付する前に、領収書のコピーを取っておいていただくようお願いします。

■お問い合わせ
市民課国保医療担当
（内線127～129）

介護認定を受けている方へ

介護認定を受けている65歳以上の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方は、福祉事務所の証明があれば、特別障害者控除を受けられます。

■お問い合わせ
福祉課介護保険担当
（内線182～184）

義援金採納証明書発行について

「東日本大震災義援金」について、確定申告等（寄付金控除※寄付金額から2,000円を控除した金額が控除の対象となります。）で証明書が必要な方は、お申し出により採納証明書を発行いたします。

■対象
市役所で義援金を納入した方で、納入時に受付帳へ記帳された方
※既に発行済みの方は除く

■申込方法
福祉課高齢者福祉担当窓口へお越しいただくか、郵送でもお受けいたします。

※郵送請求の場合は、納入者の氏名・住所・納入金額・連絡先を明記した用紙と、返信用封筒（切手を貼ったもの）をお送りください。

■お問い合わせ・お申し込み
福祉課高齢者福祉担当
（内線181）

申告相談日程表

月日	曜日	会場	時間	備考
2月16日	木	穴山公民館（穴山町ふれあいホール）	9：00～16：00	
2月17日	金	中田公民館		
2月18日	土	休み		
2月19日	日	**市民交流センター（1階会議室5～7）**	9：00～16：00	**休日相談（※1）**
2月20日	月	藤井公民館		
2月21日	火	穂坂公民館（穂坂コミュニティセンター）		
2月22日	水	円野公民館（つぶらの会館）		
2月23日	木	清哲公民館（清哲会館）		
2月24日	金	神山公民館（武田の里ふれあいホール）		
2月25日	土	休み		
2月26日	日			
2月27日	月	旭公民館	9：00～16：00	
2月28日	火	大草公民館（大草ふれあいセンター）		
2月29日	水	竜岡公民館		
3月　1日	木	市役所4階大会議室		税理士による無料相談会（10～12時・13～16時）
3月　2日	金			
3月　3日	土	休み		
3月　4日	日			
3月　5日	月	市役所4階大会議室	9：00～16：00	
3月　6日	火			
3月　7日	水			
3月　8日	木			
3月　9日	金			
3月10日	土	休み		
3月11日	日			
3月12日	月	市役所4階大会議室	9：00～16：00	
3月13日	火			
3月14日	水			
3月15日	木			

※1　休日受付は、2月19日（日）のみとなりますので、ご注意ください。

◆税の無料相談会

税理士会では、小規模納税者に対する支援活動を行っています。本年も平成23年分所得税・消費税の確定申告にあたり、「税の無料相談会」を行います。ただし、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方はお受けできません。

■**日時**　3月1日（木）
10時～12時（受付11時30分まで）
13時～16時（受付15時30分まで）
■**場所**　市役所　4階大会議室
■**お問い合わせ**
東京地方税理士会甲府支部
☎055－233－1318

◆公的年金所得者の確定申告書作成相談会

■**日時**　2月6日（月）10時～12時
■**場所**　市役所別館　201会議室

◆三税共同相談会

税務署と市の共同で住民税、事業税及び所得税の申告作成相談会を次のとおり開催します。お気軽に参加してください。ただし、土地・建物及び株式などの譲渡・贈与・相続についてはお受けできません。

■**日時**　2月6日（月）13時30分～16時
■**場所**　市役所別館　201会議室
■**お問い合わせ**
甲府税務署　☎055－233－3111